

# 下請債権保全支援事業

本事業は、下請建設業者または資材業者の経営・雇用の安定、連鎖倒産防止等を図る目的で国土交通省により創設された制度です。お客様のニーズにより様々なメニューが用意されています。

## ご利用のメリット

### 売上債権が 保全されます

お取引先が倒産した場合に、保証限度額の範囲でお支払いします。

### 費用負担が 軽減されます

保証料率等の3分の1(年率1.5%が上限)が助成金により軽減されます。

※ 平成30年度より助成率が変更されました。

### お取引先には 知られません

お取引先に知られることなくリスクヘッジが可能です。

本事業は令和3年3月31日にて終了予定(保証開始日・債権買取実行日 基準)

## ① 支払保証事業

2つの保証形態で多様なニーズにお応えします。

- 個別保証
- 枠保証

## ② 債権買取事業

**被災地域限定**でご利用いただけます。

早期資金化ニーズにお応えします。  
万が一、不渡りが発生した場合も訴求いたしません。

いずれも弊社所定の審査がございます。ご希望に添えない場合がございます。なお、審査の基準等に関する照会には一切応じかねますので、予めご了承ください。

### 制度利用一覧表

対象企業	対象工事		被災地域以外の 建設工事	被災地域の 建設工事
	①保証	②買取	○	○
被災地域以外のお客様	①保証	○	○	○
	②買取	×	○	○
被災地域に本社があるお客様	①保証	○	○	○
	②買取	○	○	○

※ 被災地域・・・東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村の区域(但し、東京都を除く)  
【岩手・宮城・福島3県の全ての市町村及び青森・茨城・栃木・千葉・長野各県の一部の市町村】  
詳細は、厚生労働省のHP等をご確認ください。

# ① 支払保証事業

お客様(下請建設業者等)がお取引先(元請建設業者)に対して持つ工事債権等(東日本大震災被災地域における災害廃棄物の撤去等含む)を保証します。

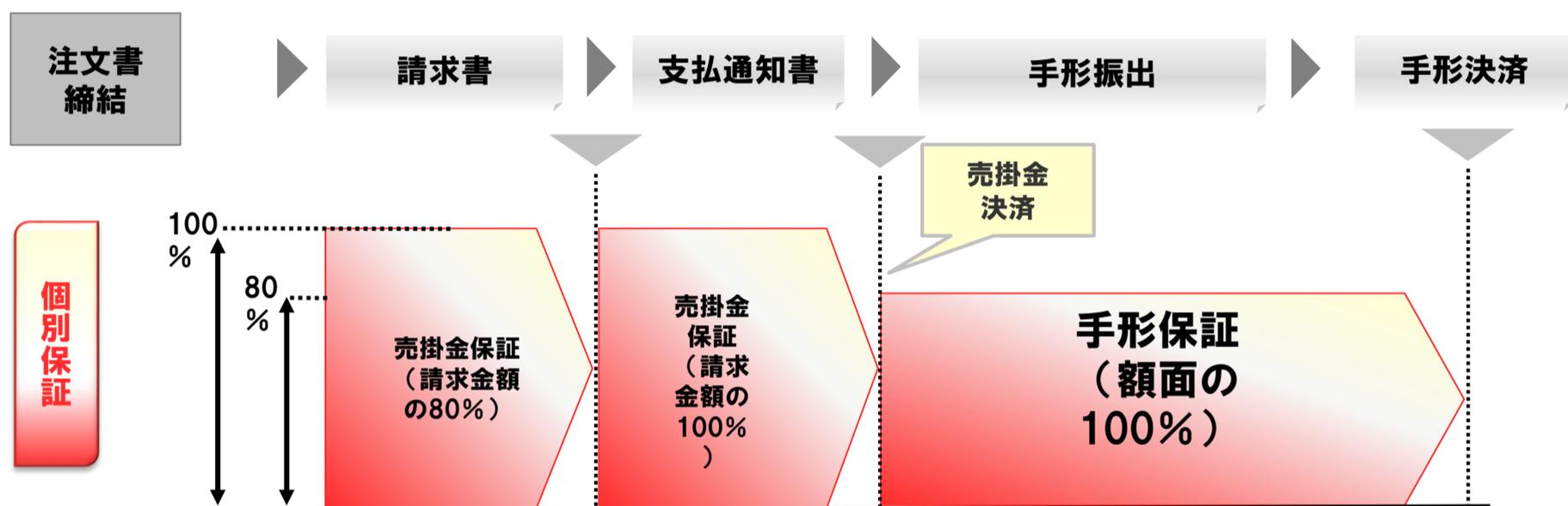
なお、ご要望に応じて、弊社が保証をお引受した手形に限って割引いたします。

## 『個別保証』

**保証開始日以前に請求している債権が対象となります。**

**債権毎に個別にお申込みください。**

- ✓ 売掛金の保証 …… 請求書発行段階では請求金額の80%を上限に保証します。  
お取引先(元請建設業者)からの支払通知等により債権が確定した場合は、その支払額の100%を上限に保証が可能となります。
- ✓ 手形の保証 …… 手形額面の金額の100%を上限に保証します。  
但し、裏書手形、為替手形は保証できません。
- ✓ 電子記録債権の保証 …… 電子記録債権の債権金額の100%を上限に保証します。  
但し、お取引先(元請建設業者)が直接記録している電子記録債権以外は保証できません。



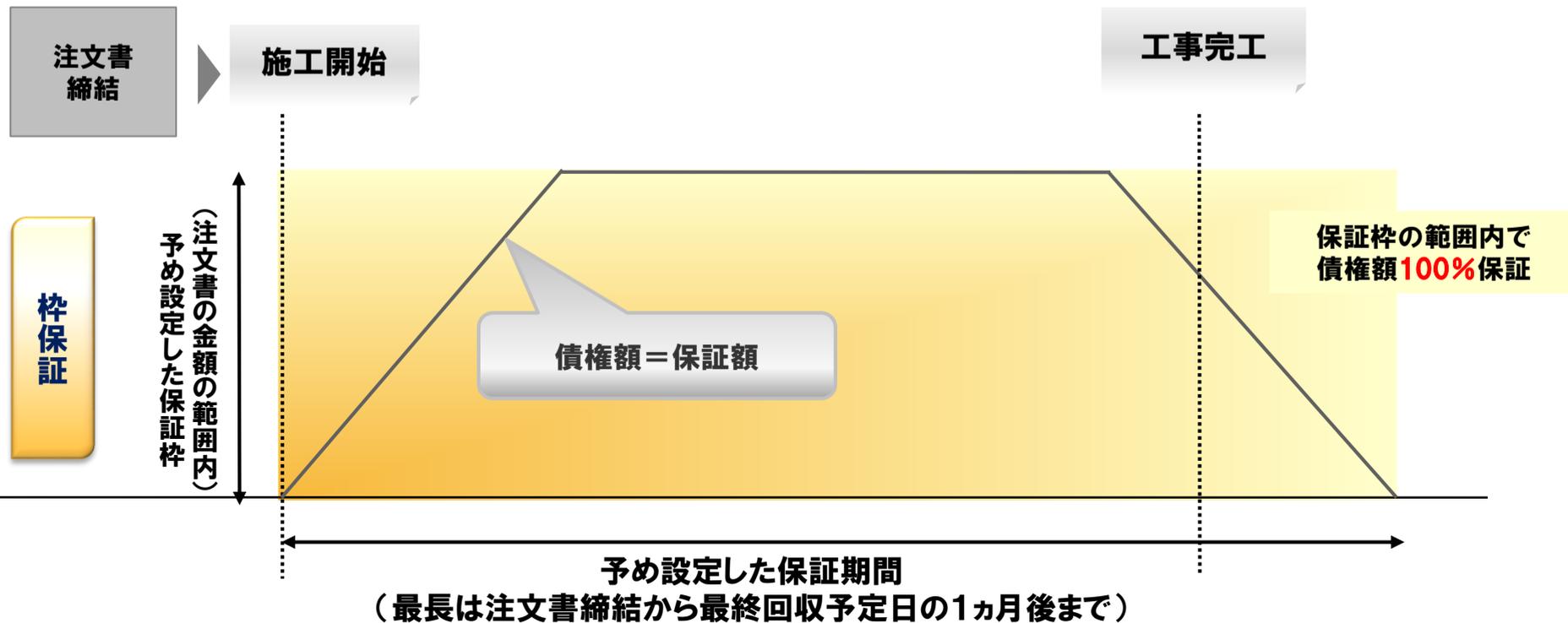
## 『枠保証』

**注文書締結以降、未請求の請負金額を上限に保証枠の設定が可能です。**

**仕事をした分、確実に回収することができます。**

**注文書毎にお申込みください。**

- ✓ 注文書締結後すぐにお申込みいただけます。
- ✓ 注文書毎にお客様のご希望の保証金額「枠」を設定します。  
請求書発行前でも、工事が完了した分を確実に回収することが可能です。
- ✓ 保証期間内であれば、枠内で債権を100%保証します。  
枠の設定金額 …… 注文金額を上限に設定可能  
保証期間 …… 注文書記載の工期、支払条件等から判明する最終支払期日から1ヵ月後を最長として設定可能



## ② 手形買取事業(被災地域支援)

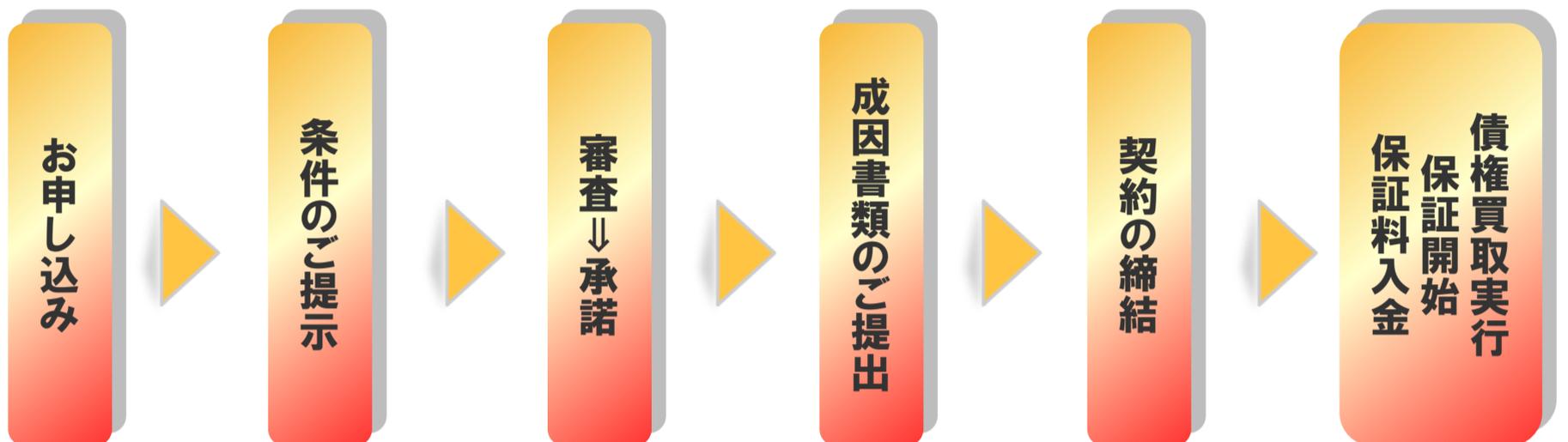
お客様(下請建設業者等)がお取引先(元請建設業者)に対して持つ工事債権等(東日本大震災被災地域における災害廃棄物の撤去等含む)を弊社が買取ります。

### 『債権買取』

**お手元にある手形または電子記録債権が対象となります。**

- ✓手形の場合、不渡になっても買戻しは不要です。
- ✓電子記録債権の場合、支払不能になっても買戻しは不要です。
- ✓裏書手形、為替手形、お取引先(元請建設業者)が直接発生記録している電子記録債権以外は、買取できません。
- ✓買取代金は、買取債権額からお客様ご負担の買取手数料を差引いた金額となります。

## お手続きの流れ



### 成因確認書類

保証契約には以下の書類が必要です。

- ① 枠保証 …… 注文書および注文請書
- ② 個別保証(売掛債権80%) …… 注文書、注文請書、請求書、
- ③ 個別保証(売掛債権100%) …… 注文書、注文請書、請求書、支払通知書
- ④ 個別保証(手形債権) …… 注文書、注文請書、請求書、支払通知書、手形写し表裏
- ⑤ 個別保証(電子記録債権) …… 注文書、注文請書、請求書、支払通知書、  
電債ネットに記録されている「最新債権情報」
- ⑥ 債権買取(手形) …… 注文書、注文請書、請求書、支払通知書、手形現物
- ⑦ 債権買取(電子記録債権) …… 注文書、注文請書、請求書、支払通知書、  
電債ネットに記録されている「最新債権情報」

### 留意事項

- ※ 保証(買取)に際しては弊社所定の審査があり、審査結果によりご希望に沿えない場合がございます。
- ※ 保証(買取)契約日までに成因確認書類をご用意いただけない場合は、契約を締結いたしかねます。
- ※ 成因確認書類に不備がある場合は、契約を締結いたしかねます。
- ※ 上記成因確認書類以外に、弊社が必要と認める書類を別途ご提出いただく場合がございます。
- ※ 契約締結後であっても、成因確認書類に不備があった場合は、保証履行できない場合があります。

### 保証料のご入金

保証料は、保証開始日までにご入金ください。

## お客様ご負担の保証料・買取手数料等

計算式: 保証(買取手数)料 = 保証(債権)額 × ご負担保証(買取手数)料率 × 期間(日) ÷ 365  
ご負担保証(買取手数)料率 = 表面保証(買取手数)料率  
- 助成料率(上限 年1.5%)

## お申し込みの際の確認事項

### ■ お客様(下請建設業者等)のご利用条件

- ・次のいずれかに該当すること。
  - ① 元請建設業者から建設工事(東日本大震災被災地域における災害廃棄物の撤去等含む)を直接請け負っている下請建設業者
  - ② 元請建設業者に建設工事に関する資材を直接供給している資材業者であること
- ・資本の額が20億円以下または常時使用する従業員の数が1,500人以下であること

### ■ お取引先(元請建設業者(直接の注文者))の条件

- ・保証を開始する日において有効な経営事項審査を受けている※または保証を開始する年度および前年度に公共工事の受注実績があること
- ・破産会社等に該当しないこと(民事再生、会社更生、特別清算の各申立て含む)
- ・手形交換所による取引停止処分を受けていないこと
- ・電子債権記録機関が電子記録債権法第59条に規定する業務規程において定める支払不能処分制度等において、取引停止処分を受けていないこと
- ・財務内容の健全性が著しく損なわれている企業でないこと

※ 保証開始日の1年7ヶ月前の日の直後の事業年度終了の日以降に受審していること

### ■ 保証、債権買取の対象となる債権の条件

- ・建設工事に関する請負債権または資材販売債権であること
- ・手形の場合、振出日から支払期日までが120日以内であること
- ・手形の場合、注文者が直接振り出していること(為替手形・裏書手形は対象外)
- ・電子記録債権の場合、その発生日から満期日までの期間が120日以内であること
- ・電子記録債権の場合、注文者が直接発生記録していること(譲渡された電子記録債権は対象外)

### 保証履行の条件

- ① お取引先につき、民事再生手続、会社更生手続、破産手続、特別清算の開始申立てがあったこと。
- ② 手形交換所により取引停止処分を受けたこと。
- ③ 資金不足または取引なしの事由による振出手形の不渡があったこと(対象手形の一回目不渡を含む)。
- ④ 電子債権記録機関による取引停止処分を受けたこと
- ⑤ 資金不足または取引なしの事由による電子記録債権の支払不要があったこと
- ⑥ お取引先またはその代理人から貴社に対し、任意整理開始の通知がなされたこと、または、任意整理のための債権者集会における債権者委員会による整理着手の公表があったこと。
- ⑦ お取引先の代表者およびその代理人が所在不明となったこと。

※ **支払遅延、手形ジャンプ**は保証履行要件とはなりません。

また、延滞発生後の保証期間の延長、並びに手形ジャンプ等を理由とする保証期間の延長は一切お引き受けできませんのでご注意ください。

※ 保証履行に際しては、保証履行事由が発生したことがわかる書類等、弊社が必要と認める書類のご提出をお願いします。

お問い合わせ先

昭和リース株式会社  
営業統括部 下請債権保全支援担当  
TEL: 03-4284-1250  
FAX: 03-4284-1251

Be a Partner